【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第40期中(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
【会社名】	株式会社Def consulting
【英訳名】	Def consulting, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　下村　優太
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号　虎ノ門ヒルズ森タワー21階
【電話番号】	03-5786-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部管掌執行役員　岩崎　雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号　虎ノ門ヒルズ森タワー21階
【電話番号】	03-5786-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部管掌執行役員　岩崎　雅一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第39期 中間会計期間	第40期 中間会計期間	第39期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	(千円)	373,260	557,338	854,116
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△296,297	277,449	△2,151,950
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△)	(千円)	△295,842	280,589	△2,154,249
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	1,771,581	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	60,602,015	72,602,015	72,602,015
純資産額	(千円)	3,357,898	2,691,960	2,413,153
総資産額	(千円)	3,495,471	2,838,421	2,577,595
１株当たり中間純利益又は １株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△8.07	3.86	△40.78
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	-	3.71	-
１株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	95.9	94.7	93.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△754,427	△217,090	△654,368
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△500,000	-	△3,308,557
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,317,659	△7,266	4,217,064
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	2,246,250	212,799	437,156

(注) 第39期及び第39期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した「事業の状況」、「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財務状態及び経営成績の状況

① わが国経済の状況について

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益が過去最高水準で推移し、堅調な設備投資や2026年の春季労使交渉における歴史的な高い賃上げ水準を背景に、雇用・所得環境の改善を伴う「構造的な賃金上昇と物価の好循環」に向けた歩みを強めております。日本銀行におきましては、経済・物価情勢の改善を踏まえ、段階的な政策金利の引き上げ及び金融政策の正常化を着実に推進しております。

一方で、世界的な物価高騰に伴う欧米諸国等での大規模な抗議デモや社会的不安の増大、各国金融政策の動向、地政学的リスクの長期化に加え、急速なAI(人工知能)技術の浸透・普及に伴う産業構造の激変やサイバーセキュリティ対策等の新たな脅威への対応等、国内外の経済環境における下振れリスクと不確実性は引き続き一段と高まっております。

こうした劇的な構造変化が進展する中において、日本政府は2026年７月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2026(骨太の方針)」を閣議決定しました。

「責任ある積極財政」の理念の下、デフレ・低成長時代からの完全脱却を果たし、2040年度までに累計370兆円超の官民投資を見込む「危機管理投資」及び「成長投資」を大胆かつ戦略的に推進する方針が明確に打ち出されております。

さらに、日本銀行の金利引き上げ等に伴う資金コストの変化に対応すべく、政府・官民をあげて生産性の抜本的向上や高付加価値産業へのシフトが急務となっております。

この国策の核心的な柱として、AX(AIトランスフォーメーション)及びDX(デジタルトランスフォーメーション)の強力な推進、スタートアップ支援、企業の持続的な経営力向上や成長資金の確保が掲げられております。

特にWeb3をはじめとする次世代デジタル経済圏の社会実装に向け、制度改革や税制・環境整備は、官民一体となってかつてないスピードで加速しております。

さらに、暗号資産をはじめとするデジタル資産は、国内外の主要な機関投資家による本格的な市場参入や、ビットコイン・イーサリアム等を対象としたETFの世界的拡がり、並びに分散型金融(DeFi)の進化を背景に、単なる投機対象から「次世代のグローバル金融・経済インフラ」及び「イールドベアリング・アセット(高効率な利回り生出資産)」としての確固たる地位を確立しました。

とりわけ、インフレ局面や金利上昇局面における新たな資産分散策及びインカムゲイン獲得手段として、企業・機関投資家におけるデジタル資産の活用ニーズは世界中で急速に高まっております。

このような「国家主導によるAI・DX社会実装の加速」と「世界的・構造的なデジタル金融革命」という未曾有の潮流、並びに「国内における労働力不足と金利上昇」というマクロ環境は、当社にとってのメガ・トレンド(巨大な追い風)であります。

すなわち、産業界全体で高まる先進的IT・AI人材への圧倒的な需要は、当社の「人的資本(コンサルティング事業)」の急速な成長と高付加価値化を力強く後押ししております。

同時に、金利水準の上昇やインフレ下において、保有資産の運用効率を高める次世代のインカムゲイン戦略は、当社の「デジタル資本(デジタル資産トレジャリー事業)」における先進的な運用の正当性と収益性をより一層際立たせるものとなっております。

この国策とグローバル市場の双方からもたらされる巨大な構造的変化は、当社が独自に構築・推進する「人的資本」と「デジタル資本」を掛け合わせたハイブリッド型ビジネスモデルの優位性を確固たるものとしております。

当社は、この時代的なチャンスを確実に捉え、事業成長と企業価値の飛躍的な向上を実現してまいります。

② 当社の当中間会計期間における動きについて

このような環境下、当社は当事業年度を「これまでに構築した事業基盤を全開でフル稼働させ、非連続な利益成長と構造的な高収益体質への転換を実現する反転・収穫のフェーズ」と位置づけ、コンサルティング事業・デジタル資産トレジャリー事業の両輪において、今なすべき戦略的タスクを着実かつスピーディに遂行してまいりました。

まず、主力のコンサルティング事業におきましては、全社目標である「単月営業利益の黒字化」の早期達成及び収益構造の抜本的改編に向けて、戦略の軸足を「体制拡大」から「高収益化・回収」へと明確に転換しました。

第１四半期会計期間において過去最大となる47名のエンジニア採用を実施し、当期末目標レンジ(200～230名)へ前倒しで到達したことから、当中間会計期間におきましては大量採用を一時停止しました。

その上で、既採用人材の早期戦力化・高稼働化に集中するとともに、案件マッチングの最適化、高単価・上流案件へのスイッチング(配置転換)を徹底しました。

さらに、参入障壁が高く高単価かつ安定的な収益が見込める「公共セクター案件」において、プライム(直請け)参画による受注を獲得・デリバリーを推進し、コンサルティング事業の新たなコア部門としての立ち上げを着実に進めました。

これらの施策が実を結び、コンサルティング事業の収益性は劇的に改善・拡大しました。

次に、デジタル資産トレジャリー事業におきましては、暗号資産(イーサリアム(ETH))市場における相場の回復・上昇局面を好機と捉え、運用効率の極限化を図りました。

「日本初のイーサリアム(ETH)トレジャリー企業(※)」として、前事業年度までに海外大手プラットフォーム連携を含む世界基準のリスク管理・運用基盤の整備を完了させたことを受け、当中間会計期間におきましてはこの機会を逃すことなく、ステーキング及びターゲット・バイイング及びカバードコール等のオプション取引を機動的かつ果敢に実行しました。

市場のボラティリティと価格上昇を確実な運用収益(インカムゲイン及びキャピタルゲイン)へと転換させ、事業としての高い稼働力と収益創出力を証明しました。

このように、コンサルティング事業における「高稼働・高単価シフト」とデジタル資産トレジャリー事業における「運用最大化」という、各事業部が今実行すべきタスクを愚直かつハイレベルにやり遂げた結果、暗号資産の評価損益が加味される会計環境下にありながらも、全社目標であった「2026年８月及び９月における２ヶ月連続での全社単月営業黒字」を強固に達成しました。

当社は一時の達成に満足することなく、2026年10月以降におきましてもこれらの高収益化施策を継続・進化させ、構造的な黒字体質の定着を盤石なものとしてまいります。

また、オーガニックな成長に加え、当社は更なる「非連続な飛躍的成長」を実現するための第三のエンジンとして、M&A(事業承継・SES/ITコンサル等の獲得)を精力的に推進しております。

当中間会計期間におきましては、明確な投資規律(EV/EBITDA ４～５倍程度を中心とするエントリー水準)の下、主要M&A仲介会社との連携強化やソーシング(案件開拓)活動に極めて注力してまいりました。

数多くの案件パイプライン(ロングリストの組成、IM(インフォメーション・メモランダム)受領・詳細検討、トップ面談等)を極めて精力的に積み上げており、強固な自社財務基盤(自己資本比率94.7%及び保有デジタル資産)を活用した手元の資金力を背景に、当社の企業価値向上にダイレクトに資する優良案件の早期成約に向けた検討を加速させております。

財務戦略におきましても、定時株主総会決議に基づく資本剰余金の取り崩し及び欠損補填を完了し、累積損失を大幅に解消しました。

自己資本比率94.7%という圧倒的な健全性を堅持しつつ、事業成長・株主還元・M&A投資の最適なバランスをコントロールし、今後のさらなる飛躍に向けた極めて堅固な経営基盤を確立しております。

(※)2026年９月末時点、国内上場企業の公開情報に基づく当社調べ。

③ 当中間会計期間における経営成績について

当中間会計期間における経営成績は、主力の「コンサルティング事業」における高付加価値化・高稼働施策及び採用抑制に伴う粗利率の劇的改善と、「デジタル資産トレジャリー事業」における相場上昇をとらえた高度な運用戦略が噛み合い、当社の歴史的転換点(フェーズチェンジ)を告げる業績を収めることができました。

当中間会計期間における売上高は、コンサルティング事業において高単価案件へのシフト、90%前後の高い稼働率の維持、並びに公共セクター案件の本格立ち上げが寄与したこと(セグメント売上高 504,442千円、前年同期比36.1%増)、並びにデジタル資産トレジャリー事業において市場のボラティリティと価格上昇を機動的にとらえたオプション取引やステーキング等の運用収益が伸びたこと(セグメント売上高 52,896千円、前年同期比 1,892.3%

増)により、全体売上高は557,338千円(前年同期比 49.3%増)と大幅な増収を達成しました。

損益面におきましては、第１四半期会計期間での先行採用(47名)完了に伴う当中間会計期間での新規採用一時ストップにより、採用・教育コストの適正化及び既採用エンジニアの早期戦力化・高稼働化を果敢に推進しました。

これに伴う売上総利益率の大幅な向上と増収による費用吸収効果が劇的な利益創出をもたらしました。

さらに、デジタル資産トレジャリー事業における運用成果、及び当中間会計期間末時点における市場価格の上昇に伴う暗号資産評価益の計上等が大きく貢献した結果、営業損失は159,424千円(前年同期は営業損失 253,081千円)と赤字幅が大幅に縮小しました。

なお、2026年８月及び９月におきましては、全社での「単月営業黒字」を２ヶ月連続で達成しており、構造的な高収益体質への転換が進展しております。

また、営業外費用におきましては、2026年６月24日付の「第三者割当による第９回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第９回新株予約権の発行に伴う「新株予約権発行費」10,056千円(当第１四半期累計期間 9,827千円)を計上したものの、保有する暗号資産(イーサリアム(ETH))の当中間会計期間末時点の市場価格の上昇に伴う暗号資産評価益 447,052千円(同 暗号資産評価損 356,855千円)の計上等により、経常利益は277,449千円(前年同期は経常損失 296,297千円)と黒字転換を果たしました。

これらに加え、特別利益として「新株予約権戻入益」4,572千円(当第１四半期累計期間 4,572千円)等を計上した結果、中間純利益は280,589千円(前年同期は中間純損失 295,842千円)となり、当社としては2018年３月期以来となる待望の「黒字化」を達成しました。

長年にわたる事業構造改革と「人的資本×デジタル資本」という独自のハイブリッド型成長エンジンの構築が結実し、今後も確固たる収益力と財務基盤を備えた新たな成長ステージへと進化を遂げ、持続的な企業価値向上に向けた歩みを力強く加速させてまいります。

詳細につきましては、「第４ 経理の状況 １ 中間財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」をご参照ください。

④ 当中間会計期間における財務状態について

当中間会計期間末における資産、負債及び純資産の概況は以下のとおりです。

	前事業年度末 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)	増減額	増減率
流動資産	847,468	926,374	+78,905	+9.3%
固定資産	1,730,126	1,912,047	+181,920	+10.5%
資産合計	2,577,595	2,838,421	+260,826	+10.1%
流動負債	145,593	127,732	△17,861	△12.3%
固定負債	18,847	18,728	△119	△0.6%
負債合計	164,441	146,460	△17,980	△10.9%
純資産合計	2,413,153	2,691,960	+278,807	+11.6%

(資産合計)

当中間会計期間における総資産は、前事業年度末より260,826千円増加し、2,838,421千円となりました。

主な要因は、人件費支払いや国税の納付等により「現金及び預金」が224,356千円減少したものの、公共セクター案件の進捗に伴う「仕掛品」が6,070千円増加したことに加え、暗号資産(イーサリアム(ETH))の保有目的変更に伴う戦略的備蓄資産からアクティブ運用資産への振替による「暗号資産(流動資産)」の126,190千円増加、オプション取引の実行及びオプション料受取に伴う「預け金」の155,893千円増加、並びに期末時点の市場価格の上昇に伴う暗号資産評価益を計上等により「暗号資産(固定資産/投資その他の資産)」が184,346千円増加したこと等によるものであります。

(負債合計)

当中間会計期間における負債合計は、前事業年度末より17,980千円減少し、146,460千円となりました。

主な要因は、「未払費用」が5,051千円増加したものの、「未払消費税等」が12,201千円、「未払金」が9,372千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(純資産合計)

当中間会計期間における純資産合計は、前事業年度末より278,807千円増加し、2,691,960千円となりました。

当社のコア事業であるコンサルティング事業の着実な成長に加え、デジタル資産トレジャリー事業が大きく寄与した結果、2018年３月期以来となる待望の黒字化(中間純利益 280,589千円)を達成しました。

また、将来における機動的かつ柔軟な資本政策の選択肢を確保し、財務構造の健全性を劇的に高めることを目的として、2026年６月19日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年６月30日付でその他資本剰余金2,154,249千円を取り崩し、欠損の補填に充当しました。

これらの施策及び当中間純利益の計上により、当中間会計期間末における資本剰余金(その他資本剰余金)は前事業年度末より2,154,249千円減少したものの、利益剰余金(繰越利益剰余金)は前事業年度末比で2,434,839千円と大幅に増加しました。

この結果、当中間会計期間末における自己資本比率は94.7%となり、極めて高い財務の安全性と潤沢な自己資本基盤を確立しております。

事業収益性の抜本的改善と堅固な財務基盤を両輪として、今後も更なる企業価値の向上に邁進してまいります。

⑤ 今後の成長可能性について

当社は、「人的資本(コンサルティング事業)」と「デジタル資本(デジタル資産トレジャリー事業)」を高度に融合させた独自のハイブリッド型ビジネスモデルを展開しており、他社には真似できない確固たる競争優位性と高収益体質を構築しております。

当社は、以下の３つの核心的テーマを軸とした成長戦略を推進し、企業価値及び株主価値の飛躍的な向上を目指してまいります。

ⅰ コンサルティング事業の継続的成長と高付加価値化(オーガニック成長)

当社の安定的なキャッシュ・フロー創出力及び収益基盤の中核をなすコンサルティング事業(特にITエンジニアリング領域)においては、深刻化する我が国のIT人材不足に対し、独自の採用・育成プラットフォームをフル稼働させております。

当期においては、既に当期末目標レンジ(200～230名)へ前倒しで到達する過去最大規模の採用を実施しました。今後は、新規採用のペースを適正化し、既採用人材の早期戦力化及び稼働率の高次元での維持・向上(95%超の継続)に注力する予定であります。

併せて、上流工程(PMO・DX構想策定)へのシフト、大手クライアントとの直接取引拡大、並びに参入障壁が高く高単価が見込める「公共セクター(プライム案件)」の受託・体制拡充を強力に推進する予定であります。

単価プレミアムの獲得と高稼働の維持により、平均単価の継続的上昇とストック型高利益率収益基盤の拡大を実現してまいります。

ⅱ デジタル資産トレジャリー事業の飛躍的展開と運用効率の極限化

世界的なWeb3経済圏の拡大と主要機関投資家の参入が進む中、スマートコントラクトの基軸通貨であるイーサリアム(ETH)は「次世代の金融・経済インフラ資源」としての地位を確立しております。

「日本初のイーサリアム(ETH)トレジャリー企業(※)」である当社は、世界基準の厳格なリスク管理体制及び海外大手プラットフォームとの連携を含む運用基盤を確立しております。

保有するイーサリアム(アクティブ運用資産及び戦略的備蓄資産)を活用し、単なる保有にとどまらない高度なステーキング運用及びオプション取引を機動的に実行することで、労働集約型ビジネスの枠を超えた高水準なインカムゲイン及び運用益を獲得しております。

会計上の期末評価損益に左右されない強固な本質的運用力を発揮し、相場上昇局面を圧倒的な利益成長へと転換させる「イールドベアリング・アセット」としての運用効率を引き上げてまいります。

ⅲ インオーガニック戦略による非連続な成長推進(M&A戦略)

オーガニック成長の加速に加え、当社は第三の成長エンジンとしてM&A及び業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に推進する予定であります。

自社採用だけでは到達し得ないスピードで事業規模を拡大するため、SES・IT人材派遣、自社パッケージ保有企

業、並びに安定的なキャッシュ・フローを創出する隣接事業領域等を対象としたソーシング(案件開拓)を強化しております。

当社は、「EV/EBITDA ４～５倍程度」を中心とする規律ある投資基準に基づき、手元の強固な財務基盤(自己資本比率94.7%及び保有デジタル資産)並びに上場株式・株式交換等の多様な決済手段を活用したM&Aを推進する予定であります。

買収後の適切なPMI(経営統合)を通じた事業シナジーの最大化により、非連続な業績の拡大と高収益ポートフォリオの構築を実現してまいります。

(※) 2026年９月末時点、国内上場企業の公開情報に基づく当社調べ。

(2) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べて224,356千円減少し、212,799千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況及びその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、217,090千円の支出(前年同期は754,427千円の支出)となり、前年同期と比較して537,336千円(約71.2%)と大幅に圧縮・改善しました。

これは、コンサルティング事業の拡大及びデジタル資産トレジャリー事業の本格運用に伴う税引前中間純利益(282,022千円)の計上、並びに増収に伴う営業キャッシュ・インの拡大があったものの、会計上の「暗号資産評価益(△447,052千円)」による資金流出入を伴わない利益(評価益)の控除、及びデジタル資産トレジャリー事業におけるオプション取引等の実行に伴う「暗号資産に係る証拠金のための預け金の増加(155,893千円の資金減少要因)」等の資産構成の変化があったことによるものです。

前事業年度まで進めてまいりました「人的資本への先行投資(ITエンジニアの大量採用・育成)」により所定の人員基盤が整ったことから、当中間会計期間は既採用人材の戦力化・高稼働化及び高単価案件へのシフトを重点的に推進しました。

これらの施策が奏功し、2026年８月及び９月における連続単月営業黒字化が実現したことで、本業における営業キャッシュ・フロー創出基盤は前年同期に比べ着実に強化されております。

今後における高収益体質の定着を通じて、営業キャッシュ・フローの通期でのプラス転換に向けた歩みを着実に進めてまいります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、増減なし(前年同期は500,000千円の支出)となりました。

これは、前事業年度までにデジタル資産トレジャリー事業における中核資産(イーサリアム(ETH))の構築を完了したことを受け、当中間会計期間におきましては戦略的な大規模投資支出が一巡したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,266千円の支出(前年同期は3,317,659千円の収入)となりました。

これは主に、第９回新株予約権の発行による収入2,790千円があった一方で、新株予約権発行費用等の支出10,056千円があったことによるものであります。

当社は、前事業年度までに実行した戦略的な資金調達及び自己資本比率94.7%に達する強固な財務基盤を背景に、極めて潤沢な手元流動性を維持しております。

これは、当社が「外部からの資金調達に依存する先行投資フェーズ」から「本業の収益創出と高度な資産運用によって自律的にキャッシュ・フローを生み出す成長フェーズ」へと明確にステージを進めたことを示しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,000,000
計	290,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	72,602,015	72,602,015	東京証券取引所グロース市場	単元株式数は100株です。
計	72,602,015	72,602,015	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2026年11月１日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した発行した新株予約権は、次のとおりであります。

当社は、2026年６月24日開催の取締役会において、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合及び株式会社WestWoodCapital(以下、「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第９回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しました。

(本新株予約権の概要)

決議年月日	2026年７月10日
新株予約権の数(個)	310,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,000,000株 (注)２ (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額　40円 (注)３、４、５
新株予約権の行使期間	2026年７月11日から2031年７月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)６
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) １．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

２．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の総数は31,000,000株(本新株予約権１個当たり100株(以下、「割当株式

数」という。))とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、金40円(以下「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は(注)４又は(注)５に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

４．行使価額の修正

(1) 2027年１月10日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権を行使した本新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2) (1)にかかわらず、①本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から６ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第２項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第４項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は(1)に基づく決議を行うことができない。

５．行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第７回新株予約権、当社又は当社の子会社の役職員に対して交付される又は交付済みのストックオプション(但し、当該ストックオプションと同内容であり、社外協力者等の当社又は当社の子会社の役職員以外の者に対して同時に交付される又は交付済みのストックオプションを含む。)を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調瀬後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)① 0.1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)４に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) (注)４及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし(計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年９月30日	-	72,602,015	-	100,000	-	-

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
GP上場企業出資D投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘二丁目16番12号	15,752,410	21.70
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目６番21号	3,234,900	4.46
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW （常任代理人 野村證券株式会社）	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM （東京都中央区日本橋一丁目13番１号）	2,065,200	2.85
有限会社日本デザイン研究所	東京都品川区北品川四丁目８番33号	1,197,300	1.65
浅野 勉	岡山県岡山市北区	1,028,000	1.42
砂山 僚介	静岡県浜松市中央区	980,000	1.35
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	730,500	1.01
増田 智子	東京都北区	701,700	0.97
下村 優太	東京都世田谷区	647,819	0.89
上之園 圭介	東京都江東区	597,986	0.82
計	―	26,935,815	37.10

（６）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　72,589,900	725,899	―
単元未満株式	普通株式　12,115	―	―
発行済株式総数	72,602,015	―	―
総株主の議決権	―	725,899	―

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株(議決権 23個)が含まれております。

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	437,156	212,799
売掛金及び契約資産	158,232	174,566
仕掛品	-	6,070
前払費用	22,248	23,226
未収収益	3,363	2,864
未収入金	880	-
預け金	225,654	381,547
暗号資産	-	126,190
その他	882	155
貸倒引当金	△949	△1,047
流動資産合計	847,468	926,374
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	53,408	53,408
減価償却累計額	△6,938	△8,920
建物附属設備(純額)	46,470	44,488
工具、器具及び備品	8,788	8,788
減価償却累計額	△5,002	△5,445
工具、器具及び備品(純額)	3,786	3,342
有形固定資産合計	50,256	47,830
投資その他の資産		
暗号資産	1,618,693	1,803,039
投資有価証券	0	0
敷金及び保証金	61,176	61,176
投資その他の資産合計	1,679,870	1,864,216
固定資産合計	1,730,126	1,912,047
資産合計	2,577,595	2,838,421
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,514	7,337
未払金	20,255	10,882
未払費用	75,763	80,815
未払法人税等	3,349	1,674
未払消費税等	29,987	17,785
前受金	748	220
預り金	9,320	7,341
賞与引当金	1,426	1,676
その他	229	-
流動負債合計	145,593	127,732
固定負債		
資産除去債務	18,240	18,364
繰延税金負債	606	364
固定負債合計	18,847	18,728
負債合計	164,441	146,460

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	4,460,910	2,306,661
資本剰余金合計	4,460,910	2,306,661
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,154,249	280,589
利益剰余金合計	△2,154,249	280,589
株主資本合計	2,406,661	2,687,250
新株予約権	6,492	4,710
純資産合計	2,413,153	2,691,960
負債純資産合計	2,577,595	2,838,421

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	373,260	557,338
売上原価	398,079	473,961
売上総利益又は売上総損失(△)	△24,819	83,376
販売費及び一般管理費	※　228,262	※　242,801
営業損失(△)	△253,081	△159,424
営業外収益		
受取利息	3	7
補助金収入	303	-
暗号資産評価益	-	447,052
その他	85	-
営業外収益合計	391	447,060
営業外費用		
株式交付費	2,037	129
新株予約権発行費	15,626	10,056
短期社債利息	10,000	-
社債発行費	627	-
暗号資産評価損	15,316	-
その他	-	0
営業外費用合計	43,608	10,185
経常利益又は経常損失(△)	△296,297	277,449
特別利益		
新株予約権戻入益	416	4,572
特別利益合計	416	4,572
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△295,881	282,022
法人税、住民税及び事業税	204	1,675
法人税等調整額	△242	△242
法人税等合計	△38	1,432
中間純利益又は中間純損失(△)	△295,842	280,589

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△295,881	282,022
減価償却費及びその他の償却費	2,572	2,426
暗号資産評価損益(△は益)	15,316	△447,052
社債利息	10,000	-
株式交付費	2,037	129
新株予約権発行費	15,626	10,056
ステーキング報酬に伴う暗号資産(現物)受取額	-	△3,217
貸倒引当金の増減額(△は減少)	68	98
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,500	250
受取利息及び受取配当金	△3	△7
売上債権の増減額(△は増加)	△11,463	△16,334
棚卸資産の増減額(△は増加)	-	△6,070
仕入債務の増減額(△は減少)	△894	2,822
未払金の増減額(△は減少)	△8,338	△9,372
未払費用の増減額(△は減少)	10,565	5,051
未収入金の増減額(△は増加)	△1,760	880
前払費用の増減額(△は増加)	△145	△977
未払消費税等の増減額(△は減少)	13,274	△12,201
オプション取引に伴う暗号資産の増減額(△は増加)	-	139,732
暗号資産に係る証拠金のための預け金増減額(△は増加)	△506,867	△155,893
その他	4,370	△6,089
小計	△754,021	△213,748
利息及び配当金の受取額	3	7
法人税等の支払額	△409	△3,350
営業活動によるキャッシュ・フロー	△754,427	△217,090
投資活動によるキャッシュ・フロー		
暗号資産の取得による支出	△500,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△500,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期社債の純増減額(△は減少)	△10,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,338,090	-
新株予約権の発行による収入	5,195	2,790
新株予約権の発行による支出	△15,626	△10,056
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,317,659	△7,266
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,063,232	△224,356
現金及び現金同等物の期首残高	183,018	437,156
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,246,250	※1 212,799

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年３月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、当社が保有する暗号資産は、その利用目的及び運用方針に基づき、以下のとおり区分して貸借対照表に計上しております。

暗号資産(流動資産)：機動的なトレーディング及び運用の高度化を行う「アクティブ運用資産」
暗号資産(固定資産)：中長期的な保有及び安全なステーキング運用を目的とする「戦略的備蓄資産」

暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(１) 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
暗号資産(流動資産) (注) １	-千円	126,190千円
暗号資産(固定資産) (注) ２	1,618,693千円	1,803,039千円

(注) １．機動的な運用を行う「アクティブ運用資産」を計上しております。
２．中長期保有を目的とする「戦略的備蓄資産」を計上しております。

(２) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	前事業年度 (2026年３月31日)		当中間会計期間 (2026年９月30日)	
種類	保有数 (単位)	貸借対照表 計上額	保有数 (単位)	貸借対照表 計上額
イーサリアム(ETH) (注) １	4,976.308743ETH	1,618,693千円	4,586.471536ETH	1,929,230千円

(注) １．当中間会計期間末における「暗号資産(流動資産)」126,190千円及び「暗号資産(固定資産)」1,803,039千円の合算額(合計 1,929,230千円)を記載しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
採用関連費	49,547 千円	47,939 千円
給与	44,113 千円	41,294 千円
地代家賃	30,885 千円	30,829 千円
支払報酬	20,904 千円	29,959 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	2,246,250 千円	212,799 千円
預入期間が３か月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	2,246,250 千円	212,799 千円

２　重要な非資金取引の内容

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
保有目的の変更に伴う暗号資産の固定資産から流動資産への振替額	- 千円	265,923 千円
ステーキング報酬に伴う暗号資産(現物)受取額	- 千円	3,217 千円
重要な資産除去債務の計上額	121 千円	123 千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、第三者割当による第６回及び第７回新株予約権(いずれも行使価額修正条項付)の行使を受け、新株を発行しました。

その結果、当中間会計期間末において資本金及び資本準備金がそれぞれ1,671,581千円増加し、資本金が1,771,581千円、資本剰余金は1,671,581千円となっております。

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2026年６月19日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年６月30日付でその他資本剰余金2,154,249千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当しました。

以上の結果、当中間会計期間末において、資本金は100,000千円、資本剰余金は2,306,661千円、利益剰余金は280,589千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)１	中間損益計算書計上額 (注)２
	コンサルティング事業	デジタル資産トレジャリー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	370,605	2,655	373,260	-	373,260
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	370,605	2,655	373,260	-	373,260
セグメント利益又はセグメント損失(△)	△109,086	2,655	△106,431	△146,649	△253,081

(注)１．セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額 146,649千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
２．セグメント利益又はセグメント損失(△)は、中間損益計算書の営業損失と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

３．報告セグメントの変更等に関する事項

当社はコンサルティング事業の単一セグメントでありましたが、当中間会計期間より新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始したことに伴い、報告セグメントをコンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業の２区分に変更しております。

当社は、イーサリアム(ETH)をはじめとするデジタル資産を「次世代の重要な経営資源」と位置づけ、市場拡大を続けるこの領域へ先駆的に参画することで、中長期にわたる企業価値の拡大を目指しております。

デジタル資産保有による資本効率の向上や流動性確保、ステーキング等の運用収益といった新たな収益源の構築を通じて、従来のコンサルティング事業とともに両事業を成長の両輪とし、中長期的な利益成長と企業価値の最大化を図る方針を決定しました。

この経営方針に基づく組織体制の構築及び業績管理区分の変更により、当中間会計期間より上記の２セグメント区分としております。

Ⅱ　当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)１	中間損益計算書計上額(注)２
	コンサルティング事業	デジタル資産トレジャリー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	504,442	52,896	557,338	-	557,338
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	504,442	52,896	557,338	-	557,338
セグメント利益又はセグメント損失(△)	△51,126	52,896	1,769	△161,194	△159,424

(注)１．セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額 161,194千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
２．セグメント利益又はセグメント損失(△)は、中間損益計算書の営業損失と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益又は １株当たり中間純損失(△)	△8円07銭	3円86銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	△295,842	280,589
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は 中間純損失(△)(千円)	△295,842	280,589
普通株式の期中平均株式数(株)	36,650,348	72,602,015
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	-	3円71銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	3,059,677
(うち新株予約権(株))		(3,059,677)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

株式会社Ｄｅｆ　ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤　田　憲　三
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡　部　幸　太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ｄｅｆ　ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇの2026年４月１日から2027年３月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｄｅｆ　ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇの2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び

に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は、当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは、期中レビューの対象には含まれていません。